

建築確認申請等の手続きと申請に必要となる書類

岡谷市の審査対象となる建築物

法第6条第1項第二号の一部、三号に掲げる建築物のもの	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物（別表第1(い)欄）で、延べ面積200m²以下 木造建築物で階数2以下かつ延べ面積300m²以下 木造以外の建築物で階数1かつ延べ面積200m²以下
令第138条第1項第一号、第三号に掲げる工作物※1	<ul style="list-style-type: none"> 高さ6m～10mの煙突 高さ4m～10mの広告塔、装飾塔、記念塔など 高さ2m～3mの擁壁
令146条に掲げる建築設備※2	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター及びエスカレーター、小荷物専用昇降機 (木造建築物で階数が2以下かつ延べ面積300m²以下の建築物に設置する場合)

・岡谷市は法97条の2第1項の規定により建築主を置く市町村（建築審査会を置かない限定特定行政庁）のため、上記に掲げる建築物以外の申請については長野県（諏訪建設事務所若しくは本庁）での確認審査となります。

※1 敷地内の建築物が岡谷市の確認申請の審査対象物件以外の場合については、工作物の確認申請はすべて県の確認審査となります。

※2 一戸建ての住宅や小規模事業所等にホームエレベーター等を後付けする場合には当該エレベーターの確認申請は不要となります。

確認申請に必要な書類 ※計画変更確認申請の場合は、1.2.4

書類名	必要部数	備考
1. 確認申請書（正本・副本※）	2部	※諏訪建設事務所審査（県確認）の場合は正本・副本・市控えの計3部を提出してください。
2. 建築計画概要書	1部	
3. 工事届	1部	
4. 消防同意書又は消防通知書	1部	法第6条第1項第三号以外 → 消防同意書 法第6条第1項第三号建築物で建築士が設計したもの 有3号：準防火地域以外の住宅 → 消防通知書 有4号：上記以外 → 消防同意書
5. 建築確認申請に伴う調査票	1部	申請に係る内容、その他関係法令の申請の有無などチェックの上、提出してください
6. 公図	1部	
7. 他法令許可書	1部	関係規定の許可が必要なものについては、事前に許可を取得してください
8. その他必要となる書類		

□法42条2項道路に接する場合

道路後退部分の写真	1部	道路後退部分の現況写真数枚を、A4一枚程度に収めたもの
意思表示届	1部	道路後退用地の市への譲渡の意思について
確約書※	2部	道路後退部分の提供意思がない場合必要

□自己所有地以外へ建築する場合

土地承諾書	1部	自己所有地以外に建築を行う場合必要
-------	----	-------------------

□工場用途の部分を有する建築物の場合

工場調書	2部	確認申請書正本・副本に添付
------	----	---------------

□既存不適格建築物に増築する場合

既存不適格調書	2部	確認申請書正本・副本に添付
---------	----	---------------

法43条2項の認定・許可

書類名	必要部数	備考
法43条2項1号認定申請書	2部	正本・副本
法43条2項2号許可申請書※県許可	4部	正本・副本・消防・市控え